

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
財務大臣 麻生 太郎 様
国会議員 各 位

2013年1月24日
医療団体連絡会議（医団連）
新医協（新日本医師協会）
全国保険医団体連合会
全日本民主医療機関連合会
日本医療福祉生活協同組合連合会
日本医療労働組合連合会
日本患者同盟

**福島原発事故避難地域をはじめ、著しい被害を受けた方の
医療・介護の保険料と窓口負担の免除を国の責任で継続してください。**

前略 東日本大震災からの復旧・復興に対するご尽力に敬意を表します。

さて、復興庁発表によると、昨年12月6日現在の避難者は、いまだに32万人を超えております。また、公共インフラの復旧進捗率は、復興住宅の着工割合27%（昨年11月）、水道46%（昨年7月末）、農地38%（昨年9月末）、漁港35%（昨年10月末）など復旧の途上であり、雇用状態は依然として厳しく、復旧・復興には多くの支援が急がれます。

しかし、災害救助法指定地域に住所を有し、著しい被害を受けた方の医療・介護等の保険料・窓口負担に対する全額免除措置は、2012年2月末で健康保険が、9月末で国保・後期高齢者・介護が打ち切られました。現在では、国保・介護について免除額が3%を超える市町村、後期高齢者は、免除額が1%を超える市町村についてのみ免除費用の8割を国が補助しています。一方、福島原発事故避難地域における医療や介護の保険料と窓口負担金の全額免除は、今年2月28日までとされており、

岩手、宮城では、県や市町村で追加補助を行い、全ての市町村で国保・介護・後期高齢者の窓口負担免除の継続を行っています。また福島県では県として追加補助を行っていますが、財源上の理由等から免除を中止した市町村もあります。自治体による免除継続は、実際には医療・介護の保険料や利用料負担を免除しなければ被災者の生活自体成り立たない状態であることを示すものです。しかし、福島原発避難地域を含め、国保、後期高齢、介護について免除の継続をしている自治体も、免除の期限を2013年2月又は3月までとしています。

被災地の現状は、復旧には程遠く、免除措置の打ち切りや国庫負担削減を受け入れる状況ではありません。自治体や保険者負担に任せるのではなく、国の負担によって震災前の生活に戻るまで免除を継続することが必要です。

こうしたことから当会では、政府の責任と負担で、被災者に対する保険料や一部負担金免除措置を継続するよう、下記事項の早急な実施を求めるものです。

記

- 一 福島原発事故避難地域における医療や介護の保険料と窓口負担金の全額免除を被災前の生活に戻るまで継続すること。
- 一 国保、後期高齢者、介護保険における被災者の保険料や一部負担金免除に対する国の負担を2012年9月以前の取扱いに戻し、遡及適用を行うこと。
- 一 協会けんぽについても、2012年10月1日以降も被災前の生活に戻るまで被災者医療費一部負担金免除等を継続するよう、必要な対策を講じ、遡及適用を行うこと。